

あさひ訪問収集

(ごみ訪問収集事業)

家庭ごみを決められた「ごみ集積所」まで運び出すことが困難な高齢者や障がい者世帯の燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ等を玄関先まで戸別訪問して収集します。



▲玄関先のカゴの中に入れて、ごみを出していただきます。

●対象世帯

市内在住者で次のいずれかに該当し、自力でごみ等を排出することが困難であり、親族や近隣在住者等の協力を得ることができない世帯

- ・介護保険法に基づき、要支援または要介護認定を受けているかたのみの世帯
- ・障がい者のかたのみの世帯
- ・その他、必要と認められるかたの世帯

●対象世帯の決定方法

市職員が実態調査を行い、適当と認められた世帯に対してあらかじめ協議して決めた日から「あさひ訪問収集」を開始します。

●申込方法

「あさひ訪問収集利用申請書」を環境課または、環境事業センターに提出してください。申請を行うことができるのは、利用者本人や親族、又は本人の介護支援者や民生委員児童委員です。上記実態調査を踏まえて、利用世帯に対してあさひ訪問収集の実施（あるいは中止）を決定し、通知します。

オンラインフォーム リンク先：<https://logoform.jp/form/zw2T/1240223>

QRコードはこちら⇒⇒⇒



●問い合わせ先

尾張旭市環境事業センター

電話：0561-52-8000

住所：尾張旭市下井町内2346番地6

東部浄化センター内

